

令和2年度 第3回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 令和3年(2021年)2月15日(月) 14:00～

【場 所】 甲賀市甲南第一地域市民センター 3階 会議室

○出席者

委 員 出席委員12人、欠席委員0人 (資料添付の名簿参照)

行 政 事務局

(柚口次長、出嶋課長、築島補佐、北野係長、吉田主査、呉竹理事員)

傍 聴 9人

○会議内容議題

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1)第2回会議 議事録案について

(2)市(行政)の取り組み報告について

①地域マネージャー研修会

②自治振興会意見交換会

③まちづくり活動センター運営協議会

(3)自治振興会交付金の手引きの一部改訂(案)について

(4)市民参画・協働推進に係る実施計画の検討について

(5)委員会研修会(視察等)の実施について

(6)第4回会議の設定等

○事務局

只今から、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会第3回の会議を開催します。

まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立いただき私のあ・い・こ・う・かに続いてご唱和をお願いします。

【市民憲章の唱和】

ありがとうございました。ご着席ください。

開会にあたり、中川委員長よりご挨拶をいただきます。

○中川委員長

皆さんこんにちは。今日は第3回目ということで、たくさん議論することがありますが、できるだけ皆さん全員の発言を求めたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

近況を申します。先日、奈良県知事にお会いしました。奈良県でも県全域にわたって甲賀市で取り組んでおられるような総合型の住民自治協議会みたいなものを広め、そちらに

シフトしていきたいというお話でした。については、県内の自治会連合会の役員を中心に、それに取り組んで欲しいという依頼で、県としても力を入れ、高齢化、少子化、過疎が進む県内の住民自治の再活性化、強化を図るために総力を尽くしてやりたいので力を貸せ、ということでしたので了承しました。そういう点から考えますと滋賀県は一步先を歩んでいると思い、「学ぶなら滋賀県」という助言をいたしましたので、皆さんも負けないように頑張りましょう。

○事務局

続きまして総合政策部次長の柚口がご挨拶申し上げます。

○総合政策部次長

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、また、お出にくい時間帯にご出席をいただき、ありがとうございます。また本日は、多くの皆様に傍聴にお越しいたいただき、大変ありがとうございます。

平素は市政各般にわたりご支援、ご協力いただいておりますことにお礼を申し上げます。

ご存知のように新型コロナの第三波の感染拡大に関して、本市ではほぼ連日と言っていいほど感染者が確認されている状況です。今後、感染を抑え込もうと思いますと、市民皆様お一人おひとりのご協力が不可欠ですので、引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。

テレビでも報道されたように、昨日、国でワクチンが承認され、その供給が順次に進んでいくという状況です。本市においても市民の皆様安心して接種いただけるように、2月1日に市の組織として新型コロナウイルス感染症対策室を設置しました。今後、皆様方のご協力とご理解をいただきながら、ワクチン接種を進めてまいります。

さて、本日の会議は、自治振興会との意見交換等、市の取り組みを報告させていただくとともに、自治振興交付金の手引きの見直しを図らせていただきたいと思います。

また、前回からの継続で市民参画協働推進にかかる実施計画の検討についても、ご意見をいただきたいと思います。限られた時間ですが、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

この後の議事については、本委員会設置要綱に基づき中川委員長に議長として進行いただきます。

(1) 第2回会議・議事録案について

○中川委員長

皆さん、本日もよろしくお願いいたします。なお、今日は議題が多いので、なるべく的確に進めていきたいと思っておりますので、発言の際はお一人当たり3分程度を目途にお願いします。

最初に第2回の会議議事録案について事務局に説明をお願いします。

○事務局

まず、資料1です。事前に送付しておりますので、概要だけ報告いたしたいと思います。

開催日は11月30日、会場は甲南第一市民センターで、全ての委員にご出席いただきました。

議事は、大きく3点、1つ目は第1回目の議事録確認、2つ目は提言書に対する市の取り組みの方向性を説明しました。委員長から、行政と地域の役割の明確化、それが非常に大きなポイントだというアドバイスをいただきました。

3つ目は市民参画協働推進にかかる実施計画の検討について、フレーム（案）を提示しました。委員の皆さんから多文化や多様性、NPOとの連携、活動への資金支援等の話が出され、地域共生等を含めて慎重に進めていくべきとのアドバイスをいただきました。

なお、最後に委員長から計画策定について3つのポイントを確認いただきました。その1つ目は、まちづくり基本条例、2つ目は、協働の地域コミュニティ施策と市民NPO政策のあり方、3つ目は、行政における行財政改革です。これにつきましては、それぞれ検証、検討させていただきます。

議事録案は資料のとおりです。各委員からご指摘をいただき、必要に応じて修正を行います。できましたら今週末を目途に修正を行ってホームページで公開という手続きに移りたいと思っています。

○中川委員長

資料1については、会議録として事前にお目通しいただいたと思います。まだ修正すべき箇所があれば最終を今週末とし、事務局にご連絡ください。それでは第2回会議の議事録は資料の通りということで、一旦了解いたします。

次に2番目、市行政の取り組み報告について説明を求めます。資料の2、3、4の順番で説明していただきます。

(2) 市（行政）の取り組み報告について

○事務局

市（行政）の取り組み報告について、資料をもとに説明します。これは、本委員会と並行して行った主に3点の取り組みの概要です。

まず資料2、地域マネージャー研修会の報告です。日程的には、コロナ禍の影響で開きがありましたが、9月から12月にかけて5地域で開催しました。内容については、地域マネージャーの役割や地域づくりにかかる支援についてです。基本となる「まちづくり基本条例」の理解、そして委員会からもご意見をいただきました地域カルテの活用・更新について当室から地域マネージャーに向けて発信しました。これは提言書にも関係する取り組みでもあます。

続いて資料3、取り組みの2点目となる自治振興会の意見交換会の報告です。

目的は主に2点で、1点目は地域共生社会と、それにかかる小規模多機能自治の推進について、2点目はコロナ禍における活動状況と次年度の展開について、振興会と意見・情報の交換をしました。

実施時期は年末になりましたが、各振興会から様々なご意見をいただき、また、こちらからも情報を発信しました。

意見交換会については、その手法に難しさを感じましたが、意見交換することで距離感が縮まり、お互いの運営や活動にプラスになることもありましたので、次年度も継続して実施していきたいと思っています。

資料3の別紙1、意見交換会における地域ごとの意見の要約です。ご覧いただきたいと思いますが、会議では事務経費の確保や指定管理等、今後の展望、振興会単位で議論したいといった要望や自治振興会の是非についての意見が出ました。

また、我々に対する対応の遅さ等へのご指摘もありましたので、できる限りの対応や是正に取り組みたいと思います。

続いて、まちづくり活動センター運営協議会に移ります。

○事務局

甲賀市まちづくり活動センター運営協議については本日10時から第1回の会議を開催しました。その会議資料を資料4として添付しております。

このまちづくり活動センター運営協議会は1ページの設置要綱に基づき、現在9人の委員で組織されています。

2ページには運営協議会委員の名簿を掲載しており、委員長には森川稔様、副委員長には吉田昌孝様にご就任いただきました。

3ページは、まちづくり活動センター「まる一む」の現状と課題についてです。簡単に触れさせていただきますと、1番目の利用状況について、令和元年5月21日に開館したまちづくり活動センター「まる一む」の令和元年度の利用者は約3万8,000人、登録団体は63団体、最も稼働率が高い施設は練習室で、月平均約70件の利用がありました。また、全館利用を行い、団体や市主催のイベントなども開催されました。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて、4月中旬から5月にかけて休館しました。その後、「事業などの実施及び市施設の貸館に係るガイドライン」に基づいて人数制限等の安全対策を実施し、6月より開館しました。12月末時点での利用者数は約1万2,000人、登録団体数は68団体となっています。

2番目は利用者からの意見です。これは館内2ヶ所に設置した意見回収箱に投函されたご意見です。主なものとして、「まる一む」ができてありがたい、今までない施設でうれしい、といったご意見をいただきましたが、一方で、ごみ箱を設置して欲しいとか、活動室のマナーや子連れのお母さんの対応などについてご意見がありました。

また、「まる一む」付近にバス停を設置して欲しいとか、無料または低価格の教室やイベントを開催して欲しい、芝生でサッカーをするのは止めさせた方がいい、活動室の数を増

やして欲しいなどのご意見もありました。

5 ページは施設利用に係る課題として、芝生広場、交流スペースの利用方法や、営利活動や減免の判断、印刷作業室の利用、ごみのポイ捨て、ごみ箱の設置等といった施設の現状についてご説明しました。

委員からのご意見では、主に利用に際しての使用料、減免制度のあり方と、「まる一む」の機能である中間支援の議論、この2点を中心に、今後ご提案をさせていただくこととしています。

○中川委員長

今までの資料の説明に関して何かご意見ご質問はありませんか。

○中島委員

資料3の自治振興会意見交換会の報告について、各地域から現状や意見が報告されており、いろんな困りごとたくさん見られます。これらに対する今後のファローアップはどのようにされるか、お伺いします。

○事務局

今年度中に一定の方向性を説明する、といった回答をしていますので、これまで進めてきたことを申し上げながら、今後の自治振興会意見交換の場や市民センター長を通じてしっかりとお返事したいと思っていますし、ホームページ等でもご案内、ご返答をしていく考えです。

○吉田委員

今の回答ですが、この内容の限りでは市行政側で判断して対応する話ばかりではないと思いますので、地域側で解決すべき問題と、そうでない問題とを切り分ける必要があると感じています。

例えば甲南第一自治振興会の質問に交付金算定の面積割り導入が書かれていますが、こういったことは、できれば地域の中で議論ができるような体制で進めていただきたいと思います。市ではなかなか解決できないものも非常に多いと感じました。

減免制度については、一定大きな枠組みで整理をしていただきたいと思います。「まる一む」運営協議会での話になりますが、ここでも触れておきたいと思います。私たち自治振興会を含めて、市民はいろんな施設を使っていますが、地域、施設によって減免制度がバラバラですので、大きな枠組みでこの議論をし、整理していただくことをお願いします。

○中川委員長

事務局、今の1番目と2番目の回答をお願いします。

○事務局

現在、庁内で公共施設全体における減免についての協議を進めておりますが、検討の段階です。大きな視点で、慎重に議論をさせていただきたいと思っています。

自治振興会の意見交換においては、いろんな課題等が出ましたが、行政で解決できないことを地域で解決いただくこともあると認識しています。今後においても地域等の課題を共有し対応していくためにも、こういう意見交換を積極的に継続していきたいと思っていますのでご理解を賜ると同時に、皆さんとの情報の共有にも努めていきます。

○中川委員長

自治振興会については制度面に対する地区ごとの要望や、歴史的な由来によるばらつきなどがありますが、これについては今後も丁寧に話をしながら微調整を重ねていくしかないというのが私たちの結論でした。これはこの委員会で議論して片付く問題ではなさそうなので事務局で引き取られ、よくなるであろうという提案を作って地元とご協議されることをお勧めしますし、そのようにしていただくことをお願いします。

○吉田委員

決して市が間違えたわけではないと思っています。自治振興会が設立された当初から、地域のことは地域で決めていいよと重々言われてきたので、我々はそうやって組織を作ってきました。ですので、委員長がおっしゃったように、地域ごとの特性やばらつきがあっても構わないと思います。それをあえて制度化しようとするのは、逆に問題だと思っています。決して市が間違ったとか、市の進捗が遅いというものではないと感じています。

○中川委員長

おっしゃる通りだと思います。もう一度、再確認します。

制度において全市共通の非常に太いフレームについては、統一的に決めねばならないと思いますが、その中の細かい運用に関しては、自治振興会の内部自治に委ねるべきだというのが、この委員会の結論だったと記憶しています。ですから、今後の制度に関わる話ならば、こちらに諮問をかけてくださるのも構いませんが、内部的なことについては、内部の自治に委ねるべきかと思っています。

参考までに申しますと、名張では区長さんに行政辞令を出して委嘱し、区長報酬を出し、なおかつ研修費用も出し、全部で4,900万円ほどの公金を出していました。しかし、地域づくり委員会がスタートしたと同時に全予算を交付金化して人口割でお渡しし、どのように使うかは内部自治に委ねたことを記憶しています。そうしないと変わらないと思います。そういう仕分けをしましょう。その方が皆さんうまくやっていけるのではないのでしょうか。

○山川委員

「まる一む」について、課題はごみ箱設置のような利用者の利便だけではありません。

「まる一む」は何を目的とした建物かということ、貸館だけでは意味がない。もっと発展

して欲しいと思います。

減免は必要かもしれませんが、ごみ箱設置とかタバコ云々、いろんな利用者がいて、いろんなエゴが出てくると思いますので、きっちりと規則を決めた方がよいと思います。

ただ、甲賀市内の公共施設は全て時間が制限されています。これまで「きずな」という古い建物がありましたが、そこは自由に使えて、多分時間制限がなかったし、自分たちが利用した以上は自分たちが責任を持って運営していくという方式でした。そのようなことも考えていけばいいと思います。

自治振興会においては、私も4年間会長をしました。立ち上げから苦勞して、自分たちのまちは自分たちでつくるという一念のもとにやってきました。ですから、行政から注文や条件を言われたくないし、逆に指導すべきではないと思っています。

自治振興会は地域によって環境が違います。山間地域もありますし、市街化地域もありますし、住宅地域もあります。23の自治振興会は違いがありますから、自分たちのまちは自分たちでつくるという信念のもとに自由闊達にやっていただいた方がいいのではないのでしょうか。

○中川委員長

まちづくり活動センター「まる一む」について、副委員長の見解をいただきます。

○西村副委員長

「まる一む」は、まちづくり活動センターということなので、生涯学習施設のような貸し館業務だけではないと思います。先ほども委員から意見が出ていた中間支援、伴走支援をするような機能を多分利用者は求めていると思います。そこを十分に議論していただいて、機能を高めて欲しいと思います。

○吉田委員

運営協議会の副委員長をしており、しっかりと議論をしております。今回出された事例は、利用者のアンケートや意見箱によるものですので、協議会がこれをもってどうするかと議論しているわけではありません。現状では中間支援のサービスをどうしていくか、他の公共施設とどう調和をとっていくかという話になります。説明としては以上です。

○事務局

資料の4ページにあります利用者の意見というのは、自由にご意見を書いていただいたものです。本日の運営協議会では委員の一人から、「ごみ箱設置というご意見があるが、自分で出したごみはしっかりと持ち帰るのが本来であろう」、というご発言がありました。あれもこれもして欲しいということではなく、森川委員長と吉田副委員長を中心に、運営協議会ではこの施設の最適な管理運営という視点で考え、議論いただいております。今回は中間支援機能についてもたくさんのご意見をいただきましたので、そういったところを中心に今後議論を深めていただきたいと思います。

○中川委員長

私、センターそのものや条例を見ていませんが、センターを拠点として中間支援機能を発揮します、というのが本来ですね。

○事務局

そうです。条例の設置目的に中間支援という言葉は書いていませんが、まちづくり活動の拠点として活用するという趣旨は書いてあります。

○中川委員長

右手と左手の市民活動があることを前回、皆さんで確認しましたが、右手はコミュニティ型、地縁型の任意団体、左手がNPOやボランティア活動、そういう人たちが仲間をつくったり、あるいは研鑽を深めたり、調査活動、学習活動をしたりする拠点としての場所であることが第一義だということを確認しました。個人の趣味、教養、余暇娯楽で使うのは、施設に余力があればいいけれど、それが第一ではない。そのことをもう一度明確にしたい。そのためにまちづくり活動センターという名前を付けているはずです。

区・自治会や自治振興会の活動もまちづくりですから、それを応援するための勉強会や調査活動をどうしたらいいか、アンケートの作り方などの学習も必要です。その主体的なプログラム開発が急がれるということが、先ほど西村副委員長が言われたことだと思うので、その施策の充実を急いでください。

それから、営利ということについて非常に悩んでおられるようです。これは阪神淡路大震災のあと、NPOの特定非営利活動促進法ができたときに、日本国全体の常識になったと私は思っています。

非営利、非宗教、非政治の三点原則のうち、非営利は収益の非分配原則です。構成員の間で収益を分配しない、けどそれをストックすることは許されます。蓄積して将来の公益活動に使います。だから物品販売を禁止する必要はありません。ただ、株式会社などがやる見本市みたいにして商品の販売やPR活動に使うのは論外です。営利の解釈については、物を売ってはいけないということでは決してありません。収益の非分配ということ覚えておいてください。当時議論をして確定したと私は思っています。

○西村副委員長

非営利でコミュニティバスを運転しているところもあるし、東近江市は非営利でのコミュニティビジネスを自治振興会が始めるようになっていきます。そのあたりは当然だと思います。

○中川委員長

ですから、公益法人によるバザーなどは堂々とおやりになっていいと思います。

○吉田委員

まちづくり活動センターの中で論点になるのは、主に個人事業主の活動です。一般社団法人やNPO法人などではなく、法人格がない状態での営利活動です。個人事業主にも、例えば甲賀市自体が入札を出したり契約を結んだりします。その辺を考えるとそれがすべて経営なのかどうかということが今求められる考えなのかと思います。

○中川委員長

その前に、市が個人事業主の企業活動を応援するのであれば、むしろ促進すべきではないでしょうか。それは政策的に管理しているわけだから、営利は全部禁止しますという条文を変えなければなりません。一律に営利は駄目という条項がおかしくなるので、甲賀市の施策に則って、「事業主開発の施策に合致する場合はこの限りにあらず」のようになると思います。

それよりも問題は減免です。減免の基準が統一されていないところは、もう少し整理したほうが良いという気がします。できれば、減免は余程のことがない限り認めないようにしてもいいと思います。そもそも高い使用料ではないと思うので、それを認めると、皆さん、公益的な事業をやっていると言い出します。減免の基準は一度洗い直したほうが良いかもしれません。

ちなみに奈良市では公民館の減免基準を一切廃止しました。全面的になしで統一しました。

○吉田委員

「まる一む」においても、営利の場合は3倍の額を徴収するという決まりがありますが、どの営利に当たるのかという話になり、それにつながる減免は大きな問題かと思いました。

これには多分税金もかかわってきますし、持続可能なまちづくり活動かどうかということも影響してくると思います。求められている営利の判断はその深いところでの議論になると思います。

○中川委員長

協議会で勉強していただくのが望ましいと思います。そうしてくださいますか。

○吉田委員

そうですが、行政施設ですので、減免に関してはもう少し大きい枠のところで、施設全体論として話をすべきと考えています。

○事務局

減免や施設使用料については、先ほど言いましたように市の方で見直しを行っている段階で、「まる一む」だけではなく大きな視点で進めています。

営利の関係では、「まる一む」の主たる役割となる中間支援の仕組づくりについて議論い

ただいており、その中で営利、非営利のことを含めた議論をしていただいておりますし、今後、皆様のご意見を賜る必要もあると考えていますので、よろしく申し上げます。

○中川委員長

これについてはこの程度にして、第3番目の議題に入ります。自治振興交付金の手引きの一部改訂（案）について事務局から説明いただきます。

（3）自治振興交付金の手引きの一部改訂（案）について

○事務局

続いて、交付金の手引きの一部改訂（案）について説明します。改訂の要点は資料の通りで、事務局体制を充実させる必要がある場合、事業加算金から事務加算金へ補填できる、その割合を変更しようとするものです。

改訂の理由は、県の最低賃金が上昇しており、平成23年度に700円台だったものが、今年度は868円と約23%アップしている状況です。これは一つの課題として委員会から提言もいただいておりますので、それにあわせて事務局員体制の充実に向けた改訂を行うものです。

改訂の箇所は、手引きの8ページ、本資料の裏面に抜粋しています。現行は事務加算金の1割まで事業加算金から事務局員の賃金に補填できるものとしていますが、それを2割まで拡大しようとするもので、額としては現状95,600円以内が19万1,200円以内となります。これは議会の委員会でも方針として説明しました。

改訂の日は、この後、委員会のご意見等をいただき、了解いただければ2月に手続きをして3月に各自治振興会にアナウンス、通知をしたいと考えています。

○中川委員長

交付金手引きの一部改訂ということで1割を2割にアップしたいという趣旨かと思えます。これについてご意見ご質問ございますか。

○田中委員

実は一番は気になるところで、自治振興会が発足した当初から均等割ということに少し疑問を持っていました。基礎交付金や区長事務費は均等割だけではありません。事務加算金も基礎的な均等割と人口割的なものの2段階の額にさせていただかないと、私の地域は、対象人数が6,000人、区・自治会への加入率は41%、実際にはもっと少ないと思いますが、その方々を対象にした場合に、事務所に人がいないと対応が難しく、区に入っていない方にも広めていきたいと思うと時間が足りません。1割を2割にしたとしても、今年度、私のところでは130万円ぐらい必要になると考えています。できるだけフルに勤めさせていただきたいと考えているので、実際は私どもの特別会計から約20万円を出しているというか、出さなければならないという状況になっています。そういうことで、事務加算

金100%均等割だけではなく、均等割プラス人口割という形での配分をお願いしたいと思います。

○事務局

今回の一部改訂は、現状では事務経費の確保が難しいというご意見等をいただいたので、喫緊の次年度への対応として提案しました。

事務加算金は地域の規模や人口に関係なく、現状の規則において均等割りとなっておりますが、田中委員がおっしゃったご意見は、かねてから提言や各振興会の指摘をいただいているので、しっかりと受けとめ委員皆様のご意見もお聞きしながら検討したいと考えています。

○吉田委員

希望ヶ丘学区まちづくり協議会も、先ほど田中委員が話されたのと同じく、人数が多い地域のため、均等割になっているのが厳しい状態です。

本会では区活動交付金を区・自治会に支出するのをやめ、区活動交付金を使って事務局員の賃金にあてていますが、可能であれば、確かに均等割でない方がよいと思いました。ただし今回の案に反対するわけではありません。

もう1点、最低賃金が上がっていればその分税収が増えていると思います。税収が増えると自治振興交付金自体は、確か市民税収の3%以内を予算で定めるとなっていますから、交付金も少し増えると思ったのですが、そういうわけにいかないということで、今回の2割というのは何となく理解できていると思っています。

○中川委員長

この件につきまして異論はなかったと思いますが、今の田中委員からのご意見については、今後の予算構成や税収の関係で可変的だと思いますので、私たちは決定的、固定的な金額だと理解する必要はないと思います。いずれ、それなりの弾力的な改革改善を加えていくべき対象と思っています。そういうことでご了解いただきたいと思っています。

○田中委員

先ほど吉田委員さんがおっしゃった、区活動交付金から出すということは、綾野ではできません。区というのは厳然としてありますから、それに対して費用を削ることはできません。ひとつともその部分から事務加算金にまわすという余裕はないわけです。そういう地域なので、ここ何年間かは1割増の審査をとおして、事務加算金をすべて使っています。それをできるだけ、変更申請がなくてもできるようにしていただきたい。実際に活動する側からすれば、それに縛られて事務員さんの勤務時間を削らなければなりません。そうなることは避けたいのです。

○中川委員長

おっしゃる意味は十分に分かりますので、事務局と協議していただいて何らかの打つべき手があるかどうか話し合ってください。行政の要綱なので、一度持ち帰っていただいて、余地はないのか検討してください。よろしくお願いします。

○山川委員

私どもの自治振興会も、当初26区でしたが今は28区に増え、賃金95万6,000円ではどうしても足りない、やっていけない、何とかしていただきたいという声から10%の補填をスピード的に解決していただきました。

今10年目を迎えるにあたって、どうしても足りないというのがそれぞれの自治振興会の実情ならば事業加算金からの補填を10%から20%にすることに賛同したいと思います。

○中川委員長

これについては原案を了解したということですのでよろしいですね。では、次に移ります。

(4) 市民参画・協働推進にかかる実施計画の検討について

○中川委員長

次に4番目、市民参画・協働推進にかかる実施計画の検討についてです。

今回は、各委員から必要とされる視点など様々なご意見を活発に出していただいたと記憶しています。また、私ども委員長、副委員長の立場から、計画策定に向けた3つの柱が必要ではないかと提案しました。1つはまちづくり基本条例に基づく計画だという確認、それから、協働に基づくコミュニティ施策については、今までずいぶん議論しましたが、いよいよ市民NPO政策やボランティア政策に対しても議論を深めていく必要があること、それから協働については、市民と行政、市民同士、あるいは企業と行政など、いろんな形態がありますが、協働に向けた行財政改革の仕組みの変更も必要ではないかという話もしました。それらを勘案して、参考となる資料を行政側が大変たくさん取り寄せられたと聞いています。私自身も協力して資料を差し上げた覚えがあります。

奈良市、朝来市、草津市なども渡してありますので、今の行政当局のお手元には日本の最新版のデータが手に入っていると思います。それを含めて今回、事務局で案を作成していただいたと聞いています。それではその説明をお願いします。

○事務局

実施計画の検討については、2回目となります。資料6をご覧ください。先ほど委員長からお話あった3つの視点、前回の委員会でのご意見、そして他市の情報ということで、委員長からも資料をいただき、概ね5市町の資料を参考に組み立てました。あくまで案であり考え方ですので、この後ご意見をお願いしたいと思います。

まず1番目は基本的な考え方の案です。計画の目的は甲賀市まちづくり基本条例の具現化、市民と行政との協働によるまちづくりを進めることとしています。

協働によるまちづくりは市民と行政がお互いを理解し信頼関係を築き、そして力の高めあいながら課題解決、アクションをしていくということになります。

(2) の位置付けについて、まず、一番上には甲賀市市民憲章、次にまちづくりの担い手として輝く未来のために行動していくという、甲賀市まちづくり基本条例、その下に、平成29年6月に策定した12年間の甲賀市総合計画、中でも特に基本構想等、対話による協働の推進や市民自治の追求を、その下に各分野別計画があり、総合計画と各分野別計画の間に本計画、仮称ですが甲賀市市民参画・協働推進計画を位置付けて、分野別計画の実効性やその推進力を高めていきたいと考えています。

右側のページは目指すべき視点です。委員長がおっしゃった3つの視点、まちづくり基本条例、そして協働施策の推進、行財政改革、それらの点を大切にしながら4つの方針を上げています。

1つ目が行政の推進体制の整備、2つ目が市民活動の基盤整備、3つ目が市民自治の強化、そして最後に協働のしくみづくり、これらの4点について触れています。これらは先ほどの位置付けと同様、総合計画や本委員会の提言書、委員のご意見を参考にしながら進めていくものです。

次に(4)は期間です。これはまちづくりの基本となる総合計画との連動性を考え、目標としては令和3年度に策定し、最初の期間は令和4年から6年度の3年間としています。令和6年度にちょうど総合計画を改正するので、それと連動させることでいわゆる効率性を考慮しています。

裏面は計画の構成案です。大きく3部構成になっています。

まず1番目、左側上の計画の概要です。基本的事項、これは、考え方、目的、位置付け、期間で、先のとおりです。

次に現状と課題で、具体的な例をあげています。まず現状ですが、やはり人口減少、それに係る税収の減少、社会情勢の変化と多様化、地方分権の進展、そして市民活動、交流活動の活性化という現状について記述します。

課題ですが、解決すべき事項としては、反省点も含めて、まずは市民と行政の意識、相互理解です。我々市職員も不足している部分が多々ありますので、そういった課題をあげていきたいと思います。そして市民活動の基盤ですが、資金、人材、場所の確保にかかる課題について、また市民自治では先ほども話がありました自治会加入率の低下の状況や提言書にある役割分担についても触れたいと思います。そして最後の協働の仕組みと推進体制については、特に我々の市側の役割として行政組織や職員力に触れていきたいと考えています。

右側のページは計画の推進です。まず1つ目が方針で、まちづくり基本条例の理念をもとに、下図のような、協働の原則、形態、効果について発信します。これらについては、これまで形として発信したものがなく、我々の課題であるとも認識していますので、しっかりと書き込んで協働推進の強化に努めたいと思います。

次が目標値の設定と施策の展開です。先ほど目指すべき視点に掲げた4点について、まず推進体制の整備については、我々職員の意識改革、しっかりとした協働推進にかかる庁

内体制について、特にアクションの充実を図りたいと思います。

次に、市民活動の基盤整備については、前回の委員会でも出ていた情報の発信・充実、また今まで取り組めていない領域のファンドや寄付制度の整備、公共事業の委託化などをアクションにつなげる計画と考えています。

次に市民自治の強化については、提言書の内容に取り組んでいくところになりますが、区・自治会と自治振興会との関係整理や、特に行政だけでは限界があるところを、まさに協働推進計画に書き込んでいきたいと思います。自治振興活動支援として、公共事業の委託化、指定管理化、交付金についても触れたいと考えています。

最後の協働の仕組みづくりについては、特に中間支援の体制づくりです。中間支援という項目、言葉は市から発信していますが、その具現化はこれからです。体制づくり、人材、交流活動機会の促進、情報の発信などについて取り組んでいきたいと思います。また、市民参画のプロセスも含めてアクション計画に取り入れていきたいと考えています。

以上、概略の説明ですがフレーム案として提出いたします。

○中川委員長

これはフレームです。大枠ですから細かいことは言いにくいかもしれませんが、それぞれの希望を入れたいと思います。それを受けて事務局で作業をしてもらいますので、皆さんからのご意見を賜ります。

○吉田委員

基本的な考え方は網羅されていると思いますが、前提条件として確認しておきたいことがあります。フレームの中にいろいろとちりばめられていますが、自治振興会は区・自治会の加入率低下や役員の担い手不足から始まったということ、もともとそこからスタートしていることを忘れないようにしていただきたいと思っています。

もう一つ、甲賀市まちづくり基本条例の中の区・自治会と自治振興会の位置づけについては、やはり問題があると思います。区及び自治会の部分に関してはこの委員会の中でもかなり議論になるわけですが、答えが出ていません。答えが出ていない状態でまとめていくと、余計に混乱するのではないかと考えています。区及び自治会の問題では、非区民さんや非自治会員さんがかなり多くいる地域もあるので、そういった意味ではほとんど任意団体に近い状態の人数まで落ちてきている団体もあると聞いています。そのことを前提に作っていくのであれば問題はないと思っています。

○山川委員

奈良市や東近江市の考えがこれに反映されていて、基本的に、協働推進計画っていうのはこういう形だということですね。

要するに、甲賀市民の参画と協働を推進するということで、結果的には人口減少、高齢化、そして公務員の経費削減、そのために、いろんな団体の協力、皆さんまちづくりに参画してくださいということですが、現在の定年制度、あるいは年金問題で65歳とか70歳

とか言われていて、本当の協働に向かって、お互いに助け合うことができるでしょうか。

例えば70歳まで働くと、今後は70歳以上の人が地域活動に参画、協力してくれることになるが、若い皆さんは本当にこの甲賀市のいろんな団体と協働して動いてくれるのか、参画してくれるのかどうか疑問です。それじゃ、どうしたらいいかっていうことになってその計画を立案しようとしているわけですが、以前にも言ったように、あくまでみなさんボランティアだということです。

自治振興会は、今の話、事務加算金をアップしていただいた。今後は指定管理者として事業活動をしていく。そのような参画で、自治振興会はより小規模多機能自治をやっていく方向になると思います。そうすると、区や区長のシステムがなくなっていきます。言われていたように区長のなり手がなく、そしてまち中では各町の組織や人口が少なくなっている。そうすると、自治振興会が区の仕事をすべてやっていく、というような未来図になる、それでいいんでしょうね。そうしないと高齢者ばかりの区組織ではやっていけないということですし、振興会が代替わりしなければならぬという方向付けにもなってくると私は思っていますが、その計画書を作っていると私は理解しています。

○中川委員長

それで結構です。そのとおりです。日々その厳しい現実を踏まえていきましょう。

○中島委員

基本的にはこの方向で行くということですが、私はどうしても現状と課題に目が行きまいます。皆さんも認識していると思いますが、物事を進めるのに人、物、金という関係があります。これは決してイコールではなく、ある人にはお金がたくさん要る、ある人には少ない、要らない、これでいいと思います。

理想なのは全市民が、それぞれできる範囲で力と知恵を出して結集したらすごいものになると思いますが、その中には、例えば事務員さんのように有償でしっかりと動いてもらう人も必要です。

一方、私はご近所福祉活動をしています。ご近所というのは金で動いているわけではなく、私はそのことが理想だと思ってやっています。区長などは一定の報酬があります。お金だけでは動かない部分もありますが、全市民が活動するという前提で、いわゆる無償ボランティアさんや有償の活動など、いろいろな場合があることから、決して一律に考える必要はないということで、基本的な人、物、金をどのようにうまく使うか、ということが最も大切だと思います。

○田中委員

大枠に異論はありませんが、計画を立てるということは実施することが前提です。そうすると、いわゆるPDCAサイクル、特に検証がきちっとできるような計画が必要かと思っています。具体的に例えると、区・自治会加入率が低下しているから、これを上げようとする目標ならば、いつまでに、どれぐらい、といった具体的な目標設定が必要だと思います。

いわゆる言葉だけの計画だと結果の評価ができませんし、返って分かりづらい話になると思います。

今の総合計画を見ても、ある程度の数字が出ていると思うので、もう一步踏み込んだ個別の目標なり、市民が対応すべきことについては具体的な細かい指標がいます。

この協働推進の実施計画はかなり大雑把なところから話が進みますが、最終的にはチェックをしないと、本当にそれがよかったのか悪かったのか、出来たか出来なかったのかが分からないので、そのチェックする必要があると思います。

もう1点、物事を進めるのに5W1Hというのがあるのを、皆さんはご存知だと思いますが、今は5W2Hなんです。

昔は「どのように」という1Hでしたが、今は「いくらかかるか」というのが指標に加わるということを勉強しました。そういう視点から見ても、検証機能をしっかりと定めておくことが大切だと思います。

これは以前、委員長も他の自治体でそういう指標を作って取り組んでいるとおっしゃったと記憶しています。

○三上委員

私どもの地域は中山間地域で鈴鹿の下の方に位置しています。区としては区民のほとんどが区に加入しています。区に加入すれば必然的に自治振興会も加入することとなります。現状、過疎化や高齢化により人数が減ってきており、活性化を図るために、こういう形で自治振興会制度をつくって区長を減らしていくという考えには賛成しています。

基本はこれでいいと思います。

○澤委員

3番の計画の推進のところでは、区・自治会、自治振興会も基本になりますが、地区によって違いがありますので、信楽町長野のことだけ言います。

先ほど事務加算金の話が出ていましたが、当振興会は3つの分会の一つなので、事務加算金を3分割して使っていますが、事務局員は長野区自治会事務局を兼務しているので、その賃金は自治会からの支出となっています。

振興会と自治会が重なっているので、前からお話ししているように混乱して分からなくなることもありますので、本来どおり分けて活動していこうと昨年からいろいろと取り組みを始めています。私は振興会組織を拡大して自治会組織を小さくし、自治振興会の中で行政との活動を密にし、自治会活動を整理していくことが分かりやすく、やりやすいと考えています。市役所にも規約の改正等を含めた相談をしている状況です。

○本馬委員

この形で進めていただけたらと思いますが、3ページ、計画の構成の現状と課題のところに、甲賀市の未来像が描かれている、そんな計画になって欲しいと思っています。

課題を解決し計画を叶えるにあたっては、住民や活動者がイメージしやすいことが非常

に大切だと考えます。

それと、先ほど言われた担い手がないということでは、区・自治会と同様にボランティアさんたちも同じ課題を持っておられるので、地域の中で活動者が増え活性化するような計画になって欲しいと思います。

計画に対する意見ではありませんが、自治振興会との意見交換会の中で、旧町域にご近所福祉推進協議会があるなら自治振興会の中の福祉活動部会は必要ないのではないか、という意見が出ていたので少し気になります。活動の住み分けが必要かと感じました。

○池田委員

どうしても気になることを1点。問題を解決するタイプの団体と、変革・イノベーションを起こそうと活動する団体とは、目的が違うと思います。我々「水口岡山城の会」のような団体は今日のコロナ禍において、見ようによっては別にやらなくても誰も困らない、日常生活に支障のない活動をしているという意味で、悪く言うと価値がないように見えます。しかし、長期的にまちづくりを考えたときには必要な活動をしているという視点に立ち、変えていこうと活動しています。これと、現実の課題や問題に取り組む問題解決型とは分けて考えないといけないと思います。

それはアウトプットの違いです。例えば、1ページの一番下に、「その活動が自立したものとなるように」、とあります。市民協働事業提案制度にも、自立するまでの3年間限定といった言葉が書いていて、3年経ったら補助相当額を自分らで稼げと言われてるように感じますが、簡単に儲かるものではありません。自立して何なのかを考えると、私たちのように変革していこうと思っている団体にはその言葉がそぐわないのです。

ですから評価は行って欲しいと思いますが、問題解決型と変革型は区別しなければならぬと思いました。

○波多野委員

私が教えてもらいたいのは、4ページの協働の領域です。この表記だと、どの活動が何にあたるのか理解しづらいと思います。いろんな事業や区・自治会、自治振興会の活動などがありますが、今現状の事業や活動がどこに該当するのか、A・B・C・D・Eに事例を入れてもらい、将来的にどうしていきたいか、どうなることが理想なのかも一緒に書いてもらえると分かりやすいと思います。

○中川委員長

はい、入れましょう。NPO活動はほとんどBです。

○安達委員

事務局の皆さんにはたくさんの資料作っていただき、ありがとうございます。この案に異論はありませんが、池田委員が言われように課題解決型やイノベーション型があったり、この間ずっと議論をしてきた区・自治会や自治振興会、私たちのようなテーマ型など、い

ろんなタイプ、ジャンルがあるので、甲賀市はどういう未来を作っていくのかというビジョンをここに入れてもらい、何を目指していくのかが見えれば、それぞれの立ち位置や役割が分かると思いました。

この計画は4年度から6年度が実施期間ということですが、これから計画作っていくのにとても時間がかかると思いますし、現状コロナ禍で課題もたくさんあると思いますが、スピードアップして作らなければなりません。とても時間がかかると思うので、事務局さんが手一杯のところ、大変なところは私たちがお手伝いすることもできるかなと思っています。

○事務局

この委員会で議論していただきながら令和3年度末に策定し、計画期間はその後の3年間としています。

○西村副委員長

まずフレームとしてはよいと思います。計画論としては、はじめの基本方針をもう少し長いスパンで書いて欲しいと思います。3年たったらまた見直すというのはちょっともったいない気がしますし、中身を詰めていくと、多分3年ではここまで整わないと思います。計画期間3年は難しいかもしれません。

それと、何人かの委員から意見が出ていた進捗管理については、ある程度必要だと思います。特に評価を含めてどのように管理するかということは議論しておいたほうがいいのかもありません。

現状と課題について、課題は問題解決の課題と魅力向上の課題があります。課題の書き方は、その捉え方を含めて先ほどいわれたイノベーション型も含めて課題解決として欲しいと思います。

あと、市民活動には地縁型やNPO、ボランティアなど様々があるので、どこかで整理して、位置づけといて欲しいと思います。

○中川委員長

ご意見をいただいたので、私のほうで暫定的に整理します。

これはあくまで事務局に十分なものを作ってもらうための整理ですので、少し時間を頂きます。

まず、吉田委員から出ました区と自治会との位置付けですが、これは基礎的コミュニティ団体と定義して、全国どこの自治基本条例にも書かれています。ただしご指摘のように、どの町でも自治会は任意加入です。それから明治以来、旧民法の伝統により、自治会、町内会及び区は世帯加入方式です。だから発言権は原則世帯主です。そういう意味で、現在の民主主義社会ではなかなか馴染まないという批判が出ていますが、この点に目をつむりながら、なおかつ住民自治の基礎を支えてくださっているところに価値を置いているのが、多くの自治体の現状です。ゆえに総合型の自治振興会もしくは住民自治協議会に合流して

いただくことによって、個人民主主義を担保していくというルートに多くの自治体はスクロールしていくわけです。

全否定はしません。しかしこれを中心に据えて善悪的に論じるのは問題が生じがちであり、この過渡的な時代をどう切りぬけるかということ工夫しているわけで、皆さん非常に苦しんでおられます。

私も自分の地元で自治会の副会長をしています。役員全部で25人、地区部長などを全部入れまして、全員が70歳以上です。会長はもう80歳代です。こんな状態で後継者が出てくるのかと皆さん危惧しています。おまけにこのコロナ騒動の三密回避のため活動ができません。寄り合うことが難しいので、このまま放置すればあと2、3年で消滅してしまう危険性すらあると、皆さん苦しんでいます。これが多くの自治会の現状と考えると、総合型の自治振興会や住民自治協議会に早く持っていかないと自治会そのものが生きながらえない、つまり、振興会のなかに団体会員として入っていることが自治会にとってプラスになってくる、役員を見つけることができたり、一緒に行事に手を携えるパートナーが見つかったり、そういう意味でのメリットがあるので、その点をしっかり書けばよいと思っています。ですから、区や自治会をメイン、主力に据えることはもうできません。そのことはあきらめましょう、ということです。

しかしこれまで支えてくださった資源をわざわざ見殺しにはできないので、双方の危機感をここに記載すべきだとも思います。できたらそのお互いが助かる、自治会も区も、自治振興会も助かるような制度を開発しましょうということです。

はっきり言いまして、自治会・町内会は面識的関係を回復する最強の部隊だと思っています。挨拶し合う人間関係をつくるのには自治会が一番いい、そのことを否定してはいけません。そういう気質も欲しいと思います。

そうは言いながら、やっぱり区も自治会を弱っていることを考えると、自治振興会にシフトしていくルートに導いていくことがやっぱり大事だと思います。

それから、山川委員が、定年後の人間ばかりで、若い人が参加してくれるかどうかは非常に悩ましいとおっしゃっています。いきなり役員になってくださいといったら絶対に誰も参加しません。それはどこの地区でもそうです。皆、逃げていきます。ならばどうすればいいかと言うと、これは役員を誰がするかではありません。一人暮らしの人、あるいは母子父子家庭の人とか、障害者や高齢者を抱えているご家族でも喜んで参加できる行事を開発すること、そういう人たちが一緒になって議論できるような場をつくっていくこと、それしかありません。

今のままだと世話役は出てきません。暇と健康とお金と、健康な家族を持っている者以外に役員はできません。そういう状態で住民自治が支えられるのでしょうか。つまり、ハンデがある者でも一緒になってやっていける仕組みを作ることを考える、それしかもうないと思っています。だから、時間のない人、生活に追われている人でも参加できる行事をもっと開発しなければならぬと思います。つまり、定年後のおじさんたちと専業主婦のお母さんたちに支えられてきた地域社会はもう壊れています。その現実を踏まえて計画を作りましょう。

先ほどから課題解決型や問題解決型、あるいは社会改革型とおっしゃっていますが、その名称は分かりにくいので、この際、地縁型コミュニティとアソシエーション型の活動にはっきりと分けましょう。これは科学的に全国共通の仕分け方になっています。コミュニティ型とアソシエーション型、ですのでNPOは人と人とのつながりのアソシエーション型です。自治会・町内会や区は土地の縁でつながるコミュニティ、つまり生活共同体です。目的が鮮明になればなるほどアソシエーションになってくる、というのが、社会学の世界での方程式です。そのように分けてください。

コミュニティの一番のスタートラインは血縁家族です。その次に地縁家族、向こう三軒両隣、家族共同体に広がっていきます。ですから、コミュニティは生活共同体と理解していただきたい。そういうのも計画で承継していただきたいと思います。

次に、目標数値を設定することが大事だと田中さんがおっしゃった、そのとおりです。西村副委員長も言われたように、進捗管理をしなければ絵にかいた餅になるので、一応目標数値を設定いただきたいと思います。この目標数値をもとに、何らかの委員会や審議会で、この計画が動いているのか、動かないなら何が原因か、あるいは目標が厳し過ぎた、甘すぎたなど、皆さんと一緒に協議されてはどうでしょうか。それが住民参加による目標管理だと思います。

計画の3年間は確かに短いかもしれませんが、総合計画と併せたいという動機があるとすれば、暫定的に5年計画ぐらいにしておいてもいいと思います。そして総合計画が切れるときに一緒に見直すことをすれば、基礎工事がしっかしていて、見直しのバージョンはそんなに苦労しません。少し数字を入れ替えたらいだけのことです。3年経ったら大幅に協働の方式が変わることはないと思います。向こう5年計画で、総合計画の見直しに併せて一部手直しを施すもの、とすればいいと思います。

それから、私が整理したことと言えば、右手で地縁型コミュニティ、生活共同体。左手で人の縁型、志型、テーマ型のアソシエーション、というふうに、人の住民自治パワーを活性化させる計画をつくりましょうということですが、なぜこの計画が必要なのかというと、実は既に甲賀市が下降線をたどっているからです。皆さんデータをご覧になりましたか。これの説明はありませんが、甲賀市定員適正化計画をご覧ください。令和2年と比べて合計で26人減っています。これは令和2年から描いていますが、合併以前の平成4年か5年ぐらいの総合計を出せばもっと数が多いはずですが、表に出ていませんが多分2割くらい減っていると思います。

それから、甲賀市が合併したのは、2004年、平成16年です。これも当時のデータは出ていませんが、私は15年たつと財政破綻が来ると予言していた自治体がありました。甲賀市ではありませんが、なぜかというと、合併特例債の効き目が切れるころ、それから地方交付税の算定特例期間が10年プラス5年で終わる、つまり、割増金がもらえなくなり、法律通り絞った交付金にもどります。甲賀市でも合併後10年プラス5年の余裕期間が終わったとたんに、24億円の財源不足、その通りになっています。はっきり言ってこのままいけば甲賀市の経営はこれから先大変厳しいです。ではどうすればいいか、それは行財政を改革してもらい、その代わりに、住民自治もしっかりやってもらおうという話です。

甲賀市消防団の女性消防隊の募集、奈良市もやっています。何処でも男性の消防団員のなり手がいません。ところが消防団がなくなったらどうなるかという、いわゆる市や一部事務組合、広域連合でつくる自治体消防に全部おんぶにだっことなるわけです。そうすると救急車が減ってきます。皆さん自覚なさってないでしょうが、自治体消防に圧力がかかると、救急車を買うお金がなくなっていきます。一般消防車はたくさん揃えなければなりませんから、高規格消防車も買えない、高圧放水車もはしご車も、もちろん高規格の救急車も買えなくなります。つまり住民自治が弱れば弱るほど、団体自治は財政的にしんどくなっていくという相関関係にあるわけです。だから甲賀市はこの団体自治を守るために、住民自治をもう一度再生させようと必死になっているわけです。

その代わりに住民の皆さんも、市に対して行政改革をきっちりやってくださいと言わねばなりません。その一つのあらわれが、職員を減らしているということです。お分かりになられたでしょうか。ですから、これ甲賀市生き残りのための計画です。合併で甘い話の時期は過ぎました。もう甘い蜜は吸えません。終わったということです。

本気になって合併した後の甲賀市をどのように活性化させて再生していくか、何でもかんでも市役所に要望していた時代は終わったということです。その分住民がどこかで頑張る、しかも楽しく住民活動をやりながら展望を抱いていける、明るい未来が見える、そんな計画を作りたいということです。そういう書き方をしていきましょう、ということで、最後に何かある方はどうぞ。

○本馬委員

この計画は総合計画のどのあたりに位置付けされることになるのでしょうか。

○事務局

現在の総合計画、第一期の基本計画は、今年度で終わることになります。次年度からは第二期の基本計画となり、市民参画・協働の考え方と整合性を図りながら進めてまいります。なお、次回会議に第二期基本計画の考え方を示させてもらいたいと思っています。

○吉田委員

P D C Aの話が出ましたが、今、Cをする、現状をチェックしないのでしょうか。まず今の時点をチェックして次のアクションを考えることが非常に大事なのではないかと思います。

というのも、コロナ禍において区・自治会の問題点が露呈した部分があります。例えば社会福祉協議会の貸付金の内容等々が地域の皆さん伝わっていません。非自治会員は区長さんを通じてそれが配られていないのです。こういったことは人の命にかかわる問題なので、一度チェックをして、何とか全員に配布できる仕組みをつくる必要があります。委員の皆様には聞きたいのですが、3年以内に解決しましょうという課題もあれば、今すぐ解決すべき課題もあります。私たちは何とかして届けたいわけですから、この計画内容は分かりますが、やはり喫緊の課題は、熱を込めて話す必要があると思っています。

○西村委員

社会福祉協議会はとても大切なポジションにおられると思いますが、この場でその話をするのは大変だと思うので、別に設定されて議論をしたほうが良いと思います。社会福祉協議会ではコロナで命にかかわる緊急の話って、どこまで議論されていますか。

○本馬委員

現在は市役所で貸し付け相談をしています。喫緊の情報などをお伝えするにあたっては、広報紙や組回覧のチラシ、ホームページなど、いろんな媒体を使って皆さんに情報を提供していますが、すべての方にその情報が行き渡っているとは言えません。今すぐ「こうします」という回答はできませんが大きな課題だと思っています。

○中川委員長

現状と課題をどこまで書き込むかということですが、これについては事務局で書いていただき、そのうえで吉田さん、目利きしてください。こちらからお願いします。

○吉田委員

社会福祉協議会が悪いというわけではありません。我々委員としてここにいますから、せつかくと思いをしました。

○中川委員長

区・自治会や自治振興会の議論は去年と一昨年にさんざんやってきたので、今ここでそれをもう一回整理する時間はもったいないと思っています。今は行政のいわばルールをつくろうとしているわけです。行政にこのとおりやってください、という武器があるので、そろそろ計画づくりにエネルギーを移していくべきと思っています。

○中島委員

そのことは、課題2つめの情報の共有と相互理解のところに、コロナ禍で我々が必要と思ったことや、その解決を早急に行ううえで地域がやるべきことや、市が取り組むべきことなどを、しっかり書き込めばいいと思います。

(5) 委員会研修の実施について

○中川委員長

それでは次の議題にはいります。委員会の研修会の実施についてご提案願います。

○事務局

委員会研修会の実施については令和3年度、来年度の実施を提案します。

概要ですが、形式としては先進地視察、時期はコロナ禍の状況下ですが5月から6月頃に設定したいと考えています。

行き先は4つの自治体をあげました。まずは計画の参考にさせていただいている東近江市、委員長が関わっておられた伊賀市、名張市、そして少し距離がありますが、新たな活動を展開されている明石市、こちらの自治体をまず案として提案します。委員会で協議いただき設定をお願いします。

○中川委員長

これについてはお隣ということもでもありますし、西村先生にご配慮してもらえと思っていますので、東近江市に行きませんか。

【全員了承】

○事務局

それでは事務局において東近江市と調整します。なお、1回の視察で終わりではなく、今後も先進他市の研修・視察を計画していきたいと思っています。

(6) 第4回会議の設定について

○中川委員長

それでは最後の議題です。会議の設定について、いつ頃をお考えでしょうか。

○事務局

次の第4回の会議について、市民参画・協働推進検討委員会は2ヶ月に1回を目途に開催をお願いしてきましたが、4月は皆さんにお忙しいと思いますし、先程ご協議いただいた東近江市の視察の準備や庁内の執行体制、この計画を進める推進執行体制の整備などを考え、委員長副委員長のご都合を確認しながら5月の開催を考えています。よろしく願います。

○中川委員長

それでは、5月中ということにしましょう。

以上で、今日の議題は全部終わりましたが、思い出したことを少し申し上げます。

私は奈良県で市町村合併審議会の副会長をやっていました。そのとき私は「あまり合併はしないほうが良い」と言ったものですから、奈良県は全国で最下位に近い合併達成率となりました。兵庫県で総務省から頼まれた市町村合併のアドバイザーをやったときは中立の立場で、「するもよし、しないもよし、決めるのは住民」ということで進めてきました。

その中で朝来市の皆さんと一緒に広島県安芸高田市の川根振興会に視察に行ったことがあります。その時に朝来の方が、「私たち、こんな原始共産制みたいなことはできません。」

と言われたのですが、今、朝来はその状態になっています。

原始共産制みたいなまねをさせるな、おばあさんまで働かせてと怒られています。おばあさんたちは生産を意識してラベンダーを栽培して販売されました。ガソリンスタンドも共同経営されるなど、一生懸命やられた地区です。そういうところに日本全国の地域がどんどん近づきつつあります。そんな中でも東近江市は優等生だと思います。どうかいろんなことを吸収していただきたいと思います。以上を申し上げ、終わりにします。ありがとうございました。

○事務局

中川委員長どうもありがとうございました。

以上もちまして、市民参画・協働推進検討委員会を閉会させていただきます。

終了 16 : 10